



内閣府
男女共同
参画局

講義② 男女共同参画機構の役割及び 男女共同参画センターの機能強化について

令和7年11月
内閣府男女共同参画局総務課

独立行政法人男女共同参画機構法 概要

法案の趣旨

男女共同参画社会基本法の施行から25年、我が国の男女共同参画の現状を見ると、意思決定過程への女性の参画、女性の経済的自立等、なお一層の努力が必要とされている。

こうした現状に鑑み、国の実施体制を強化するため、男女共同参画に関する施策を総合的に行う「ナショナルセンター」として独立行政法人男女共同参画機構を新設する。

また、同機構に「センターオブセンターズ」としての機能を付与し、地域における諸課題の解決に取り組む各地の男女共同参画センター等を強力に支援することで、女性に選ばれる地方づくりを後押しする。

法案の概要

独立行政法人男女共同参画機構を設立する。

業務内容

①広報・啓発活動

・男女共同参画社会の形成に関する国民の理解を深めるための広報・啓発活動を行う。

②ネットワーク形成

・地域の実情に応じて男女共同参画社会の形成を促進していくため、男女共同参画センターを拠点としたネットワーク形成を支援する。

③研修

・施設設置型法人とせず、全国各地におけるアウトリーチ型研修や、オンラインでの研修、研修・教育プログラムの提供などを行う。

④専門的な調査及び研究

・各地の男女共同参画センターが把握する地域の男女共同参画に関する課題等の把握・分析を行うとともに、データベースを構築する。

⑤情報及び資料の収集、整理及び提供

・地域における男女共同参画社会の形成の促進に係る取組の好事例等の収集・提供、各地域の男女共同参画に関する課題等の情報の整理・提供を行う。

⑥各地の男女共同参画センター等に対する助言

・各地の男女共同参画センターにおける個別事業の実施方法や、関係機関との連携方法など、①～⑤の業務に関するアドバイスをを行う。

主務大臣

内閣総理大臣及び文部科学大臣(文部科学大臣は女性教育に関する業務に係る事項に限る)とする。

施行期日

令和8年4月1日(独立行政法人男女共同参画機構の設立の準備に係る規定等は公布の日)

独立行政法人国立女性教育会館(National Women's Education Center)について

1. 法人の目的・事業

- 女性教育指導者その他の女性教育関係者に対する研修、女性教育に関する専門的な調査及び研究等を行うことにより、女性教育の振興を図り、もって男女共同参画社会の形成の促進に資することを目的とする（独立行政法人国立女性教育会館法第3条）。
- 研修、広報・情報発信、調査研究、国際貢献の4つの事業により、男女共同参画の推進に取り組む。

2. 組織・運営

- 役員4名（理事長(1)、理事(1)、監事(2)）
職員54名（常勤(24)うち、内閣府出向者1名(NWECに常駐）、再雇用(1)、有期雇用(17)、パートタイム(12)）
（令和7年4月現在）
- 予算（令和7年度）
運営費交付金 532百万円

3. 沿革

- 埼玉県等からの誘致により、同県比企郡嵐山町に、女性の自発的な学習を促進するための国立施設として設置。

昭和52（1977）年7月	文部省の附属機関として「国立婦人教育会館」が設置される
平成13（2001）年1月	「国立女性教育会館」と改称
4月	独立行政法人化
平成18（2006）年6月	女性情報ポータル（Winet）公開
平成20（2008）年6月	女性アーカイブセンター開設
平成27（2015）年7月	PFI制度を導入
令和7（2025）年3月	PFI制度終了

■嵐山町の位置

（引用：嵐山町公式HPより）



※国会議事堂前駅から武蔵嵐山駅まで
所要時間：約1時間半～2時間弱



（本館・実技研修棟）8,509㎡
（宿泊棟A・B・C）9,025㎡・収容定員 計348名
（研修棟）7,470㎡・利用定員 計1,515名

独立行政法人男女共同参画機構法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 概要

法案の趣旨

独立行政法人男女共同参画機構が業務をより適切に行うことができるよう、機構が行う業務の考え方や方向性を示すため、男女共同参画社会基本法を一部改正するほか、機構法の施行に伴い、関係法律について必要な改正を行う。

法案の概要

1. 国及び地方公共団体の基本的施策の強化及び男女共同参画センターの法的位置付け

①連携及び協働の促進【新設】

- (1) 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成の促進を効果的に推進するため、関係者相互間の連携と協働の促進に必要な施策を講ずるよう努める。
- (2) 地方公共団体は、関係者相互間の連携と協働を促進するための拠点(男女共同参画センター)としての機能を担う体制を、単独または共同して確保するよう努める。
- (3) 男女共同参画センターとしての機能を担う者は、独立行政法人男女共同参画機構と密接に連携するよう努める。

②人材の確保等【新設】

国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成の促進に取り組む人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるよう努める。

2. 独立行政法人男女共同参画機構のナショナルセンターとしての法的位置付け

独立行政法人男女共同参画機構は、国、地方公共団体、民間団体その他の関係者と連携し、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進のための中核的な機関として積極的な役割を果たすものとする。

施行期日

令和8年4月1日(ただし、①(1)(2)及び②は公布の日)

男女共同参画センターについて

地域における男女共同参画の推進のための拠点として、地域の様々な課題に対応するための実践的活動を行っている。

なお、令和7年度通常国会にて男女共同参画社会基本法が改正され、地方公共団体に対して、拠点機能を担う体制の確保の努力義務が課されている。

1. 主な事業

- 広報啓発
男女共同参画の推進を目的としたフォーラム・シンポジウムの開催、広報誌の発行
- 講座
教養・知識等を身につけるための講座の開催、技術・資格の取得
- 相談事業
子育て等家庭に関する相談、女性の健康に関する相談、女性に関する法律相談への対応等
- 情報収集・提供
書籍資料・情報の収集、図書館やHP等を通じた情報提供
- 調査研究
男女共同参画に関する意識調査や他地域の男女共同参画に関する事例研究等の調査・研究 等

2. 設置状況（令和7年4月時点の最新情報）

- 都道府県：45都道府県設置、49施設
- 政令指定都市：全20市設置、29施設
- 市区町村（政令指定都市を除く）：270市区町村設置、271施設

全国計349施設

※運営形態：直営239施設、指定管理86施設、その他28施設

（直営及び指定管理者制度の併用等により運営している施設があるため、設置施設数とは一致しない。）⁵

女性活躍・男女共同参画の重点方針2022（女性版骨太の方針2022）抜粋

I 女性の経済的自立

（2）地域におけるジェンダーギャップの解消

①男女共同参画のナショナルセンター

「新しい資本主義」の中核と位置付けられた女性の経済的自立を全国津々浦々で実現するためには、各地域で女性のスキルアップや固定的な性別役割分担意識の解消といった取組を加速させる必要がある。（略）男女共同参画センターを、人材育成やネットワークを通じて強力にバックアップするため、男女共同参画のナショナルセンターが必須である。

このため、1977年の創設以来、男女共同参画の推進に係る様々な機能を担ってきた**独立行政法人国立女性教育会館の主管府省を内閣府に移管し、必要な予算及び人員についても内閣府に移管する。**また、地域における女性リーダー等の人材育成機能と各地の男女共同参画センターを束ねる拠点機能の強化を行うとともに、引き続き学校教育等における男女共同参画を進める観点から、同法人の業務の在り方について、令和4年度に有識者会議において検討し、結論を得る。【内閣府、文部科学省】

女性活躍・男女共同参画の重点方針2023（女性版骨太の方針2023）抜粋

II 女性の所得向上・経済的自立に向けた取組の強化

（5）地域のニーズに応じた取組の推進

①独立行政法人国立女性教育会館（NWE C）及び男女共同参画センターの機能強化

「新しい資本主義」の中核と位置付けられた女性の経済的自立を始め、全国津々浦々で男女共同参画社会の形成を促進するため、「独立行政法人国立女性教育会館（NWE C）及び男女共同参画センターの機能強化に関するワーキング・グループ報告書」（令和5年4月11日）に盛り込まれた施策・取組について、令和5年度より実施可能なものから計画的に実施する。その一環として、独立行政法人国立女性教育会館（NWE C）の主管の内閣府への移管や、同法人及び男女共同参画センターの機能強化を図るための所要の法案について、令和6年通常国会への提出を目指す。

【内閣府、文部科学省】

経済財政運営と改革の基本方針2023（骨太の方針2023）抜粋

第2章 新しい資本主義の加速

4. 包摂社会の実現

（脚注99）独立行政法人国立女性教育会館について、男女共同参画センターへの支援機能の強化等に向け、2024年通常国会への関連法案の提出を目指す。

独立行政法人国立女性教育会館（NWE C）及び男女共同参画センターの機能強化に関するワーキング・グループ報告書 概要

はじめに ※ 独立行政法人国立女性教育会館（NWE C）：NWE C、男女共同参画センター：センター

「新しい資本主義」の中核と位置付けられた女性の経済的自立を始め、全国津々浦々で 男女共同参画社会の形成を促進するため、
 ・全国のセンターを強力にバックアップするため、NWE Cについて、その主管を内閣府へ移管し（文部科学省は引き続き共管）、地域における人材育成機能や拠点機能等の機能強化
 ・センターについて、各地域の課題に応じてその役割を十全に果たす観点から、専門人材の育成・確保、関係機関・団体との連携強化等の機能強化
 との方針の下、その在り方について検討を行うため、令和4年12月から議論を行い、それぞれの具体的な機能強化策を取りまとめ。（令和5年4月）

第1. 女性活躍・男女共同参画における現状と課題

1. あらゆる分野における女性の参画

2022年のジェンダー・ギャップ指数は146か国中116位。
 政治分野・経済分野等の各分野における女性の参画の遅れ。

2. 女性の経済的自立

人生100年時代を迎え、家族の形も大きく変化し、人生は多様化する一方、女性の就労をめぐる状況には、男女間賃金格差やL字カーブ等の課題が存在。
 女性デジタル人材の育成等、女性が経済的困窮に陥らずに生活できる力をつけることが喫緊の課題。

3. 地域における男女共同参画

若い女性の地域からの転出により、少子化・人口減少が加速。各地域の状況に応じた取組や、男性の活躍の場を家庭や地域へ広げることが重要。

第2. 1. センターの現状と課題

（1）職員の育成・専門性

継続的な人材育成や専門性（啓発・相談支援等）の高い人材の確保が困難、研修受講の経費や時間的余裕が乏しい、幅広い分野の相談支援ニーズの高まり等

（2）地域・関係機関との連携・ネットワーク

自治体関係部局、センター同士、企業、教育機関等との連携の不足 等

（3）地域・社会における事業ニーズの把握と対応

事業ニーズの把握のためのノウハウ等が不十分、デジタル分野の研修に必要な専門知識等の不足 等

（4）利用者層

利用者が一部の層（女性等）に固定化、施設・設備の老朽化、事業の広報・周知の不足 等

（5）調査研究等

各地域の状況等の把握・分析に必要な専門知識のある職員がいない、センター間の連携不足により地域間の比較分析等ができない 等

（6）体制等

職員の給与が低い、体制が脆弱、法律上の位置付けがない 等

第2. 2. NWE Cの現状と課題

（1）男女共同参画施策の総合的な実施

課題が幅広く多様化する中で、女性教育に軸足を置いた事業展開から、総合的に男女共同参画社会の形成に取り組む機関として、事業の対象分野の拡充や、人材育成・啓発活動の対象層を拡大。

（2）センターのバックアップの強化

各地のセンターに積極的にアプローチして支援するバックアップ機能を高め、各地のセンターの取組を底上げ。

（3）施策の実施状況等に関する把握・分析・評価・発信

各地域の取組の進捗や課題を的確に把握し、各施策の効果を適切に評価するための調査研究機能の強化。調査研究の成果等を国内外へ積極的に発信し、国際動向に係る情報収集等の強化。

⇒ 国においても、NWE Cやセンターとの強力なネットワークを形成し、地域の状況等のきめ細かな把握や、全国津々浦々施策を展開し、その効果を浸透させていく体制の構築が急務。

第3. センター及びNWE Cにおける機能強化

1. 機能強化に当たっての基本方針

- （1）男女共同参画基本計画に定める施策全般にわたって、その推進に資する普及啓発、人材育成、調査研究等を行う「ナショナルセンター」としてNWE Cの機能強化を図る。
- （2）全国のセンターとネットワークを構築し、各地のセンターを通じて各地域の状況や課題等を機動的に把握するとともに、それに応じた男女共同参画に関する最先端の知見・ノウハウを積極的かつ効果的に提供・発信することにより、各地のセンターを強力にバックアップする「センターオペレーターズ」として、以下の基本的方向性の下で、NWE Cの機能強化を図る。
 - ①各地域における様々な課題への対応力の強化を図るための人材の育成・専門性向上
 - ②センター同士や関係機関とのネットワークの構築・強化
 - ③男女共同参画に関する政策の企画立案を支えるEBPM機能の強化
 - ④国・地方公共団体の施策との連動性の確保と施策の推進機能の強化

2. 機能強化に係る施策・取組

（1）職員の育成・専門性向上

<研修>

- ・初任者向けの基礎的な研修プログラムの開発・実施（NWE C【新規・強化】）
- ・相談支援研修の充実（NWE C【強化】）
- ・研修の認定制度の創設（NWE C【新規】）
- ・オンライン研修のオンデマンド化（NWE C【新規】）

<人事交流>

- ・NWE Cと自治体・センターとの人事交流【新規】

<助言・情報支援>

- ・都道府県のセンター等に対する個別事業の実施方法等のアドバイス（NWE C【新規】）
- ・講師情報バンクの作成、講師の紹介・派遣（NWE C【新規】）

（4）利用者層の拡大

<幅広い層の利用>

- ・若年層等の関心が高いテーマについて、センターが地域の学校・企業等に出席講座を行うための教材を開発（NWE C【新規】）
- ・NWE Cの動画コンテンツを効果的に活用した啓発やオンラインの講座の増加（センター【新規】）

<広報>

- ・センターを対象に効果的な広報のノウハウに関する研修を実施（NWE C【新規】）
- ・センターで広報活動の強化（センター【強化】）

（2）関係機関との連携強化とネットワーク構築

<他の関係施策に係る機関との連携>

- ・自治体関係部局、センター、企業、関係団体等との連携の仕組みの在り方の検討（国、NWE C【新規】）
- ・各センターと関係機関の連携状況の調査・好事例の横展開等（NWE C【新規】）

<センター間の連携>

- ・全国のセンターの優良事例の収集や横展開（NWE C【新規】）
- ・各ブロック毎にセンター間の情報共有や意見交換等を開催（NWE C【新規】）
- ・センター間の情報交換等を行うサイトの創設（NWE C【新規】）

<企業等との連携>

- ・企業・経済団体向けの研修メニューの開発（NWE C【新規】）
- ・センターが地域の企業向けに活用できる教材の作成等（NWE C【新規】）
- ・地域の企業・経済団体へのアドバイスや相談対応のためのノウハウ習得等（センター【新規・強化】）

<教育機関等との連携>

- ・教育委員会・大学等との連携の好事例の収集・普及啓発（国、NWE C【新規】）
- ・センターが教職員向け研修に活用できる基本的な教材を作成（NWE C【新規】）
- ・校長・教頭への取組強化、初等中等教育の教員への研修強化（NWE C【強化】）等

（5）調査研究等の充実・強化

- ・ジェンダー統計を充実させ、政策立案・実施を支えるEBPM機能の強化（NWE C【新規】）
- ・基礎的なデータベースを構築し、センターで活用（NWE C【新規】）
- ・地域の状況把握の調査分析等の研修プログラム開発（NWE C【新規】）
- ・都道府県のセンター等への相談対応、アドバイス（NWE C【新規】）
- ・センターが把握するデータの定期的な収集・分析（NWE C【新規】）
- ・国際会議等での優良事例の発信や、国際動向等の収集整理とセンター等への情報提供（NWE C【強化】）
- ・電子図書の活用拡大（NWE C【新規】）

（3）地域・社会におけるニーズの把握と対応の充実

<地域・社会におけるニーズの把握等>

- ・アンケート調査等のノウハウを支援し、センターが地域の課題・事業ニーズ等を把握（NWE C、センター【新規】）
- ・センターが把握する地域の課題等を把握・分析し、センター等へ共有する体制の構築（NWE C、センター【新規】）

<女性デジタル人材の育成>

- ・各センターの好事例の収集・発信（NWE C【新規】）
- ・デジタル人材を目指す女性等向けの基礎的な研修プログラムを企業等と連携して開発（NWE C【新規】）
- ・地域の企業等に対し、働き方改革等と併せて、NWE C作成の研修プログラムの積極的な活用（センター【新規】）等

（6）体制等の確保

<職員の体制・待遇等>

- ・令和5年度に、センターの更なる実態調査を行い、実施事業に応じた人員体制の規模等の在り方に関するガイドラインについて、有識者会議を開催し検討（国、NWE C【新規】）
- ・各センターの人員規模等に関する基本的データの調査・公表（NWE C【新規】）
- ・各センターの指定管理の運用状況の把握や好事例の横展開、運用方法に係る自治体への情報提供（NWE C【新規】）

<センターの位置付け>

- ・センターの設置やその目的・役割等について、法令等における位置付け等を検討（国【新規】）等

3. 機能強化に係る施策・取組の実施に当たって

機能強化策の実施に当たっては、①機能強化に見合ったNWE Cの必要な人員体制や予算の確保、②各施策・取組に優先順位を付けながら計画的に実施すること、③民間団体等との緊密な連携を図り、その知見・ノウハウ等を十分に活用しながら効果的に取り組むこと、が必要。

一方で、NWE Cの啓発や研修等について、今後オンラインを活用した実施の更なる増加が見込まれる中で、施設の在り方についても、今後検討が必要。

また、センターの機能強化については、自治体においても、その趣旨に沿って、各地域のニーズ等を踏まえつつ、必要な対応がなされることを期待。

⇒ 全国津々浦々で、国、NWE C、地方公共団体及びセンターが男女共同参画社会の形成を加速させていくよう取り組んでいくべき。

女性活躍・男女共同参画の重点方針2022（女性版骨太の方針2022）抜粋

I 女性の経済的自立

（2）地域におけるジェンダーギャップの解消

①男女共同参画のナショナルセンター

「新しい資本主義」の中核と位置付けられた女性の経済的自立を全国津々浦々で実現するためには、各地域で女性のスキルアップや固定的な性別役割分担意識の解消といった取組を加速させる必要がある。（略）男女共同参画センターを、人材育成やネットワークを通じて強力にバックアップするため、男女共同参画のナショナルセンターが必須である。

このため、1977年の創設以来、男女共同参画の推進に係る様々な機能を担ってきた**独立行政法人国立女性教育会館の主管府省を内閣府に移管し、必要な予算及び人員についても内閣府に移管する。**また、地域における女性リーダー等の人材育成機能と各地の男女共同参画センターを束ねる拠点機能の強化を行うとともに、引き続き学校教育等における男女共同参画を進める観点から、同法人の業務の在り方について、令和4年度に有識者会議において検討し、結論を得る。【内閣府、文部科学省】

女性活躍・男女共同参画の重点方針2023（女性版骨太の方針2023）抜粋

II 女性の所得向上・経済的自立に向けた取組の強化

（5）地域のニーズに応じた取組の推進

①独立行政法人国立女性教育会館（NWE C）及び男女共同参画センターの機能強化

「新しい資本主義」の中核と位置付けられた女性の経済的自立を始め、全国津々浦々で男女共同参画社会の形成を促進するため、「独立行政法人国立女性教育会館（NWE C）及び男女共同参画センターの機能強化に関するワーキング・グループ報告書」（令和5年4月11日）に盛り込まれた施策・取組について、令和5年度より実施可能なものから計画的に実施する。その一環として、独立行政法人国立女性教育会館（NWE C）の主管の内閣府への移管や、同法人及び男女共同参画センターの機能強化を図るための所要の法案について、令和6年通常国会への提出を目指す。

【内閣府、文部科学省】

経済財政運営と改革の基本方針2023（骨太の方針2023）抜粋

第2章 新しい資本主義の加速

4. 包摂社会の実現

（脚注99）独立行政法人国立女性教育会館について、男女共同参画センターへの支援機能の強化等に向け、2024年通常国会への関連法案の提出を目指す。

女性活躍・男女共同参画の重点方針2024（女性版骨太の方針2024）抜粋

Ⅱ 女性の所得向上・両立支援等の一層の推進

（４） 地域における女性活躍・男女共同参画の推進

⑥ 独立行政法人国立女性教育会館（NWE C）及び男女共同参画センターの機能強化

女性の経済的自立を始め、全国津々浦々で男女共同参画社会の形成を促進するため、独立行政法人国立女性教育会館（以下「NWE C」という。）の主管を内閣府に移管し、男女共同参画センター（以下「センター」という。）に法令上の位置付けを付与すること等を内容とする、NWE C及びセンターの機能強化を図るための所要の法案について、早期の国会提出を目指す。【内閣府、文部科学省】

機能強化後のNWE Cの事業については、NWE C及び男女共同参画センターの機能強化に関するワーキング・グループ報告書を踏まえ、オンラインの利点を活かした多様なスタイルの研修の実施、地域の男女共同参画推進の担い手を育成する研修プログラムの開発、全国の男女共同参画センター・企業・学校等との連携推進、テレワークにより幅広い分野の専門家等の協力を得ての調査研究の実施等、デジタル化の進展により幅広い対象に多様なアプローチが可能となったことなどを念頭に、事業内容の高度化を図る。

また、同報告書においては、施設の在り方についても今後検討していくことが必要と述べられていることを受け、男女共同参画のナショナルセンターの機能を有効に発揮できるよう、NWE Cが所在する埼玉県及び嵐山町の声を丁寧に聞きながら検討を行う。【内閣府、文部科学省】

将来的に、NWE Cの支援の下で、センターが地域の企業や経済団体、学校、NPO等と連携し、地域の女性活躍・男女共同参画の推進の担い手を育成できるよう、NWE Cは、センターの協力を得て、センターの職員の専門性向上に資する研修の実施や、センターが企業や経済団体等への研修で用いる研修プログラムや教材の開発に向けて情報の収集や検討を進めることとする。【内閣府、文部科学省】

また、情報の収集や検討を進めるに当たって、NWE Cは、センターや地方公共団体が地域女性活躍推進交付金を活用する等して実施する人材育成事業の一部に参画し、地域におけるネットワーク構築を支援するとともに、事業の評価・検証を通じて今後の研修充実に向けてノウハウを得ることを目指す。【内閣府、文部科学省】

機能強化後のNWE Cにおいて、統計データを整理するとともに、全国各地の男女共同参画センターから地域における男女共同参画に関する状況と課題等を集約し、その分析結果を全国のセンター等に提供することや、NWE C及び全国のセンター相互間で必要な知見及びノウハウの共有を可能とするため、情報プラットフォームを新たに構築するための効果的な実施手法等に関する調査研究を行う。【内閣府】

経済財政運営と改革の基本方針2024（骨太の方針2024）抜粋

第2章 社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現～賃上げの定着と戦略的な投資による所得と生産性の向上～

6. 幸せを実感できる包括社会の実現

（１）共生・共助・女性活躍社会づくり

（女性活躍）

（略）新たな中核的組織整備の検討と具体化等により地域における男女共同参画社会の形成を促進する。

女性活躍・男女共同参画の重点方針2025（女性版骨太の方針2025）抜粋

I 女性に選ばれ、女性が活躍できる地域づくり

（1）全国各地における女性の起業支援

① 地域の男女共同参画センター等における女性の起業支援

国においては、地方におけるこうした取組について、地域女性活躍推進交付金をはじめとする財政支援により後押しするほか、男女共同参画機構において各地の好事例を収集し、横展開を図る。その際、内閣府は、経済産業省の女性起業家支援ネットワーク事業や総務省のローカルスタートアップ支援制度等とも連携しつつ、起業の第一歩を踏み出した段階からその後の起業ステージを通じて切れ目のない支援が提供されるよう、男女共同参画センター等と関係機関との連携体制の構築を支援する。【内閣官房、内閣府、総務省、経済産業省】

また、男女共同参画機構においては、全国的な外部専門人材のデータベースを整備し、男女共同参画センターを含む各地の関係機関とマッチングの上、適切な人材を派遣する仕組みを構築するほか、都市部の企業人材の市町村への派遣に対し財政支援する総務省の地域活性化起業人制度等とも連携し、男女共同参画センター等における人的体制の強化を図る。

あわせて、地域に残る固定的性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に向けた啓発素材の作成・提供等によりコンテンツ面での支援も行う。【内閣府、総務省】

（3）地域における人材確保・育成及び体制づくり

① 男女共同参画機構の設立及び男女共同参画センターの機能強化

ア 男女共同参画機構の設立に向けた準備等の推進

「独立行政法人男女共同参画機構法案」及び「独立行政法人男女共同参画機構法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」を令和7年3月14日に閣議決定、国会に提出したことを踏まえ、本法案成立後速やかに、男女共同参画機構の設立準備、「独立行政法人国立女性教育会館の機能強化による男女共同参画の中核的組織の整備に向けて（令和6年7月30日）」に基づく事業内容の高度化等に必要な予算及び人員の確保に取り組む。【内閣府、文部科学省】

イ 男女共同参画センターガイドラインの策定など各地の男女共同参画センターの機能強化に向けた取組の推進

法案の成立後、法案内容については、自治体向けに周知・広報するとともに、各地域の課題及びニーズに応じて、男女共同参画センターが役割を十分に果たせるよう、計画実行・監視専門調査会の下で開催された「男女共同参画センターにおける業務及び運営についてのガイドライン作成検討ワーキング・グループ」による提言を踏まえ、男女共同参画センターにおける業務及び運営についてのガイドラインを策定する。

男女共同参画センターの機能強化は喫緊の課題であり、男女共同参画機構の設立後、地域における諸課題の解決に取り組む各地の男女共同参画センター等を速やかにかつ強力に支援できるよう、各地域における関係者相互間のネットワークの構築や、各地域が抱える課題やニーズの把握等に必要な支援策を検討する。あわせて、地域の課題を把握するため、就労状況など統計データを地域別に集計・整理するとともに、全国各地の男女共同参画センターから地域における男女共同参画に関する状況と課題等を集約するために必要な調査手法等についても検討する。【内閣府、文部科学省】

女性活躍・男女共同参画の重点方針2025（女性版骨太の方針2025）抜粋

I 女性に選ばれ、女性が活躍できる地域づくり

（3）地域における人材確保・育成及び体制づくり

① 男女共同参画機構の設立及び男女共同参画センターの機能強化

ウ 男女共同参画機構と各地の男女共同参画センターの情報プラットフォームの構築

男女共同参画機構と全国の男女共同参画センター相互間で必要な知見及びノウハウの共有を可能にする情報プラットフォーム構築のための調査研究結果を基に、独立行政法人国立女性教育会館において、具体的なプラットフォームの構築及び実装のための検討を進める。【内閣府】

エ 男女共同参画機構の機能に沿った施設の改修・撤去

「独立行政法人国立女性教育会館の機能強化による男女共同参画の中核的組織の整備に向けて（令和6年7月30日）」に基づく施設の改修・撤去について、埼玉県や嵐山町と所要の調整を確実に速やかに進める。【内閣府、文部科学省】

（4）地域における安心・安全の確保

③ 防災の現場等における女性の参画拡大

能登半島地震調査及び男女共同参画機構を設立する法案等を踏まえ、防災・災害対応における男女共同参画センターの役割について、検討するとともに、改めて地域防災計画や避難所マニュアル等に男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの災害時の具体的な役割を位置付けるよう地方公共団体に対し周知する。【内閣府】

経済財政運営と改革の基本方針2025（骨太の方針2025）抜粋

第2章 賃上げを起点とした成長型経済の実現

4. 国民の安心・安全の確保

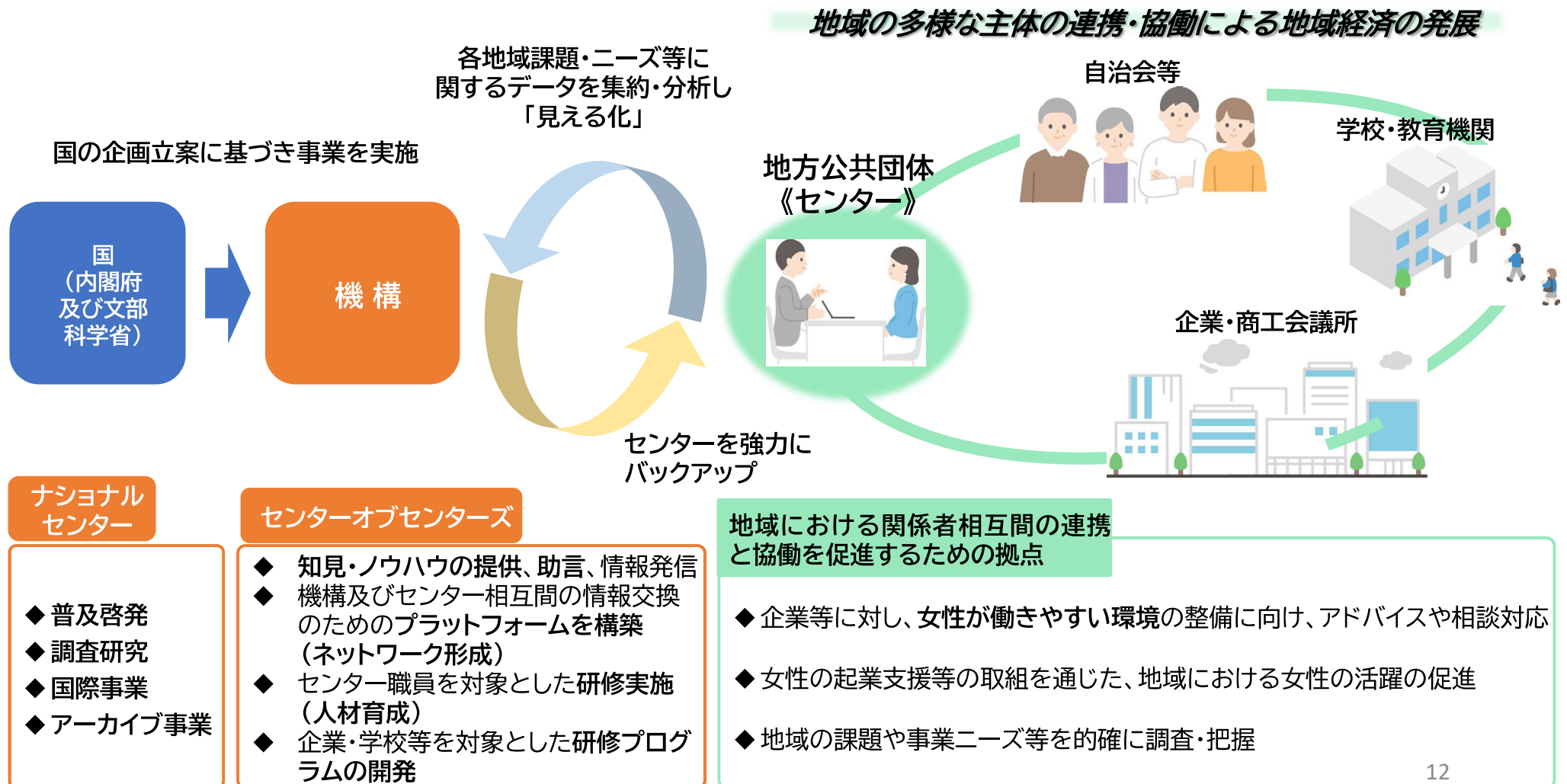
（7）「誰一人取り残されない社会」の実現

（女性・高齢者の活躍）

（略）国立女性教育会館を機能強化した、機構法に基づく新機構の創設により、地域の男女共同参画を推進する。

機構による地域における女性活躍の推進の支援

- 国の実施体制を強化するため、女性活躍・男女共同参画に関する施策を総合的に行う「ナショナルセンター」として機構を令和8年4月1日に設立する。
- また、同機構に「センターオブセンタース」としての機能を付与し、地域における諸課題の解決に取り組む各地のセンター等を強力に支援することで、女性に選ばれる地方づくりを後押しする。



第1 はじめに

- 男女共同参画センターの機能強化を図るにあたり、その業務及び運営に係るガイドラインの作成に関する検討を行うため、令和5年11月より計6回ワーキング・グループを開催し、全国の男女共同参画センター(センター)の実態調査及び議論を実施。
- ガイドラインは、地方自治法に基づく技術的な助言として、地方公共団体に対し、画一的な対応を求めることはせず、地方公共団体が各地域の課題及びニーズに応じて、センターの役割を十全に果たすことを前提に、柔軟に運用されるべきものとして作成する。

第2 男女共同参画センターの役割

1 地域における男女共同参画を巡る状況

ジェンダーギャップの影響による若年女性の転出が、少子化・人口減少加速要因の一つとなっており、持続可能な地域社会のため男女共同参画に関する課題解決の取組が急務。

2 男女共同参画センターの役割

広く地域の関係機関・団体とネットワークを築きながら、広報啓発や講座、研修、相談対応等の事業をよりきめ細かな形で展開することで、地域において男女共同参画社会を実現すること。

3 男女共同参画センターの位置付け

- ・現在、センターに法的根拠がないところ、その意義について財政当局から理解を得ることが難しく、設置の有無や人員体制、予算、事業内容に地域間格差が生じている。
- ・地域における男女共同参画施策を推進するための拠点としてセンターを法律に位置付け、法律上の根拠を持つ存在である旨をガイドライン上でも明記するとともに、柔軟に体制を確保できる制度とすべき。

4 男女共同参画センターの理念

センターの機能及び業務は、男女共同参画社会基本法第3条～第7条に規定する5つの基本理念に則って実施することが前提。

第3 各業務の基本的考え方と具体的内容

1 地域の課題及びニーズを把握するための情報収集・整理、提供、調査研究、相談対応

- (1)男女共同参画に関する図書等の情報収集・整理、提供
公立図書館との連携や図書・資料のデジタル化による図書の提供方法の工夫
- (2)調査研究
NVEC(※)の支援の下、地域住民等を対象にしたアンケート調査や地域の課題・実態に関するテーマ別の調査研究の実施 ※(独)国立女性教育会館の機能強化後の法人

(3)相談対応

- ・NVECの開発した研修教材等の活用による相談員としての資質向上、相談体制の充実
- ・女性のみならず、男性を対象とした相談体制の確保

2 地域の課題解決に向けた施策の主体的な企画立案と実施

- ・男女共同参画所管部署だけでなく、全庁的に各部署と「顔の見える関係」を構築し、センターが把握した地域課題やニーズに基づき、地方公共団体の施策検討に寄与
- ・具体的には、地方公共団体の施策について、評価・検証、助言を行ったり、地方公共団体の施策に先駆けてパイロット事業を展開したりする等

3 住民と男女共同参画をつなぐ広報・啓発、講座・研修

- ・センターの存在や役割のほか、男女共同参画という考え方を分かりやすく発信
- ・出前講座等を通じた、企業や学校、地域コミュニティ(自治会、消防団等)との日常的なつながりづくりによる活動の裾野の拡大

第4 業務実施のための環境整備

1 人材の確保・育成

【センター職員に求められる能力】

- ・調整力 ・課題発見力 ・企画立案・実践力
- ・デジタルリテラシー ・専門的な知識

2 業務のデジタル化

NVEC及び全国のセンター相互間で必要な知見及びノウハウを共有するための情報プラットフォームの検討を進め、電子化された各センターの定期刊行物、講座やイベントの概要、講師の情報等を他のセンターに共有するなどデジタル化を活用。

3 地方公共団体間の連携の在り方

- ・市町村設置のセンターは、地域住民に密着した相談対応や講座等の業務を展開し、都道府県設置のセンターは、より広域的な視点からの課題把握を行う。
- ・単独の市町村においてやむを得ずセンターの事業実施が難しい場合、市町村間の広域連携(センターの共同設置や事業の共同実施)、または都道府県による補完・支援も考える。

4 地域における様々な関係者との連携

- (1)若年層に対する教育に関する学校等との連携
・学校に直接出向いて出前講座の実施や学校の社会科学習の受入れ
・教育委員会に対して、デートDVや性暴力等への対策に関する啓発を行い、センターの相談窓口を学校に広く周知
- (2)女性の職業生活支援に関する事業者団体等との連携
パソコンスキルや日商簿記等、商工会議所が提供する講座について、商工会議所と連携し、女性のエンパワーメントや復職のための資格取得講座として実施
- (3)女性相談支援センターや配偶者暴力相談支援センター等の相談支援機関との連携
女性相談支援センターにて一時保護された被害者を対象に、今後の生活の立上げに向けた自立支援講座や被害者の居場所づくり事業といったアフターケアを実施
- (4)政策・方針決定過程への女性の参画拡大に関する地方公共団体の関係部署等との連携
・議会や選挙の仕組みに関する勉強会、プレゼン力向上講座の開催
・女性議員によるセミナーやトークイベント、模擬議会等の開催
- (5)男女共同参画の視点に立った防災の推進に関する地域コミュニティとの連携
避難所運営に携わる自治会や自主防災組織が参加する形でワークショップを開催し、炊き出しや掃除といった特定の活動が特定の性別に偏らないようにする体制や、プライバシーの確保等、安全・安心な避難所の在り方の検討

5 直営、委託及び指定管理の場合における留意点

運営形態に関わらず定期的・客観的に業務の効果等を評価するとともに、新たな政策課題が生じた場合には、柔軟な対応を可能とする体制や仕組みを整える。

6 個人情報の保護と守秘義務の徹底
相談対応を始めとする業務の性質上、個人情報保護法に則った対応が求められる。

7 男女共同参画センターの利用促進のための取組

- ・これまで利用者が一部の層(女性、高齢者等)に固定化している等の課題があるため、男性や若年層の利用を進める。
- ・今後の社会構造や時代の変化に伴い、例えば、外国籍の住民等の多様なニーズに応えていく。

8 男女共同参画センター設置に当たっての留意点

- ・既存施設にセンターの名称・機能を付与することも可能とする。
- ・センターを条例で設置した場合、連携・協働が進めやすい等の利点も考えられる。